

## 新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態措置への日本活断層学会の対応

2020年4月10日

会長 佐竹健治

政府の緊急事態宣言の発令による自治体の緊急事態措置によって各種自粛が求められる期間、日本活断層学会は、以下の対応をとるものとします。なお、期間が変更された場合の対応につきましては、期間が決定された時点で改めてお知らせします。

### 1. 事務局の業務

- ・緊急事態措置により事務局における勤務が困難となった場合、事務局を一時閉鎖します。
- ・事務局スタッフは所属大学の方針に従い、テレワークを原則とし、事務局への出勤は極力避けます。
- ・事務局から直接発送している郵便物等は、緊急事態措置解除後に発送します。

### 2. 会費の請求・支払い

- ・会費の支払いについては次のようにします。
  - ①事務局よりメールで「会費支払いの御願い」を送る
  - ②決済用の請求書（会長押印つき pdf）を添付する
  - ③pdf では決済できない場合は別途連絡をもらう
  - ④請求書の郵送が数ヶ月遅れることも可とする

### 3. 理事会の開催

- ・理事会については、緊急事態宣言期間中は原則として web 会議で実施します。

### 4. 定時社員総会の開催

- ・可能な限り 5 月中の開催を目指しますが、開催日と開催方法については 4 月 18 日理事会で審議して決定し、会員の皆様にお知らせします。

### 5. 会員への連絡

- ・学会ホームページ、ニュースレターによる情報配信を継続します。

### 6. 会員による集会・会議等

- ・緊急事態措置が実施される都府県での学会に関わる会合は、原則として対面では行わず web 会議、メールや電話にて行ってください。緊急事態宣言が発出されていない地域においても、密閉、密集、密接の条件下となる行事および会合を実施されないようお願いします。

### 7. その他

- ・「活断層研究」は予定どおり発行の見込みです。秋の学術大会につきましては、ただいまのところ予定どおり準備を進めております。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。